

所得税の確定申告、市・県民税の申告

3月15日(木)までに申告を

平成29年分の所得に係る所得税の確定申告と、市・県民税の申告の受付が始まります。所得税は藤沢税務署で、市・県民税は市役所で手続きを行ってください。

【市民税課市民税担当】

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の各種所得金額が20万円以下であるときは、所得税および復興特別所得税の確定申告は不要です。ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには確定申告書の提出が必要です。また、確定申告が不要であっても市・県民税の申告が必要な場合があります。

所得税・復興特別所得税の確定申告は藤沢税務署へ ☎0466(22)2141

藤沢税務署での相談、提出

申告書作成会場 開設期間	2月13日(火)～3月15日(木) 9時～17時(受付8時30分～)
-----------------	---------------------------------------

- ※ 土・日曜日を除く(2月18日(日)・25日(日)は開設)
- ※ 上記期間中、駐車場は使用できません
- ※ 混雑時には受付を早めに締め切ることがありますので16時までにお越しください

藤沢税務署以外での相談、提出

記載された相談内容・対象以外は税務署で申告相談をしてください。

	①三税申告書作成指導会	②税理士独自事業「確定申告無料申告相談」	③市が行う簡易な確定申告書の申告相談・提出
日 時	1月29日(月)～2月2日(金) 9時30分～12時 13時～15時30分	2月8日(木) 10時～12時、13時～16時 ※提出のみは受け付けません	2月16日(金)～3月15日(木)の平日 9時～16時 (提出のみは9時～17時)
場 所	市役所本庁舎会議室2・3	茅ヶ崎商工会議所	市役所本庁舎会議室2・3
相談内容・対象	年金受給者・給与所得者の申告、個人の事業税(住宅借入金特別控除を受ける場合、土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く)、市・県民税の申告	年金受給者・給与所得者の医療費控除の還付申告	年金受給者・給与所得者の申告※

※【受付できない申告】総合課税の譲渡所得・配当所得の申告、事業所得・不動産所得・雑所得があり収支内訳書を作成していない方、退職所得・土地・建物及び株式等の譲渡所得などの分離課税の申告、青色申告、損失申告、雑損控除、住宅ローン控除の申告、更正の請求・修正申告、亡くなられた方の申告、28年分以前の過去の申告などの複雑な申告相談。

相談・申告にお越しの際のご注意

- 申告に必要な書類、印鑑、電卓、筆記用具、マイナンバーに関する本人確認書類(③の会場ではコピー)をご持参ください。
- 還付申告をされる方は、申告者名義の金融機関口座が分かる資料をお持ちください。
- 混雑時には相談の受付を早めに終了することがあります。
- 茅ヶ崎商工会議所の駐車場は使用できません。また、市役所駐車場は混雑が予想されるため、お車での来庁はお控えください。
- 確定申告書の提出は税務署への郵送もご利用ください。

平成30年度 市・県民税の主な税制改正

各改正の詳細は市庁、または市役所市民税課までお問い合わせください

(1) セルフメディケーション税制の創設(医療費控除の特例) (2) 医療費控除に係る付属書類の見直し

◆ 申告書や手引きの入手方法

国税庁で入手できます。1月29日(月)から市役所市民税課、小出支所、辻堂駅前・ハマミーナ・香川駅前出張所と茅ヶ崎駅前・萩園市民窓口センターでも配布(1人1部。無くなり次第終了)。必要な書類がない場合は藤沢税務署へ請求してください。
※ 下記の手続き変更により、医療費控除の封筒は配布されません。

◆ 医療費控除を受けるための手続きが変更

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。
○「医療を受けた人」、「病院・薬局」ごとに医療費を合計して記載します。
○医療保険者から交付を受けた医療費通知(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。ただし、平成29年分(1月～12月)の県内の国民健康保険および後期高齢者医療制度の医療費通知については、省略の要件を満たしていないため、添付しても明細の記入を省略することができません。国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者で医療費控除を申請される方は、明細書を作成して申告してください。
○医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。
○ただし平成31年分までは、領収書の添付または提示でも申告することができます。
【医療費通知については保険年金課給付担当】

◆ 申告書にはマイナンバーの記載が必要

平成28年分以降、所得税・復興特別所得税、消費税・地方消費税、贈与税の申告書を提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
(本人確認書類の例)
①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ(番号確認書類と身元確認書類を兼ねています)
②通知カードなど番号確認書類と運転免許証などの身元確認書類
※ 郵送の場合は①(表面、裏面いずれも)または②の写しを添付
※ e-taxの場合は、提示や写しの提出は不要

市・県民税の申告

市役所での相談、提出

日時	場所
1月4日(木)～2月15日(木)の平日8時30分～17時	市役所市民税課
2月16日(金)～3月15日(木)の平日9時～16時 (提出のみは17時まで)	市役所本庁舎会議室2・3
2月25日(日)9時～16時	市役所本庁舎会議室2・3

市役所以外での相談、提出

- ※ 時間はいずれも9時30分～15時
- ※ 駐車場が限られているため、お車での来場はお控えください

日程(2月)	場所
5日(月)	ハマミーナまなびプラザ ※上履き持参
6日(火)	小和田公民館
7日(水)	香川公民館
8日(木)	鶴嶺公民館
9日(金)	松林公民館
13日(火)	鶴が台団地集会所
14日(水)	小出地区コミュニティセンター
15日(木)	福祉会館

茅ヶ崎市洪水(想定最大規模降雨 相模川版)・土砂災害ハザードマップの再配布について

2017年12月発行の茅ヶ崎市洪水(想定最大規模降雨 相模川版)・土砂災害ハザードマップ(広報ちがさき12月15日号と同時に配布)の一部に、印刷の作業工程の不具合により折り目部分から切れたり、裂けたりするということを確認しました。

このため、ハザードマップの作成業者の責任において再印刷し、広報ちがさき2月15日号と同時に再配布を予定しております。

市民のみなさまにおかれましては、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。
【防災対策課防災担当】

主な施設の2月の休館日

公民館、青少年会館、海岸青少年会館、福祉会館、地域集会所、文化資料館	5日・13日・19日・26日
図書館本館、図書館香川分館	5日・13日・15日・19日・26日
市民文化会館	2018年9月(予定)まで耐震補強、改修工事実施のため全館休館
美術館	5～10日・13日・14日・19日・26日
ちがさき市民活動サポートセンター	21日
男女共同参画推進センターいこりあ	4日・11日・18日・25日
勤労市民会館	26日
開高健記念館、茅ヶ崎ゆかりの人物館	1日・5～8日・13～15日・19～22日・26日～28日
スポーツ施設	13日

2019年4月
オープン

(仮称)茅ヶ崎市地域医療センター等複合施設の建設工事開始

【保健所地域保健課地域保健担当 ☎(38)3314】

現在の茅ヶ崎市地域医療センター(休日・夜間急患センター)は利用者が年々増加しており、駐車場が不足していることやバリアフリーへの配慮が十分でないことなど、さまざまな課題を抱えています。

そこで、2015年7月に再整備に関するパブリックコメントを実施、同年9月に『(仮称)茅ヶ崎市地域医療センター等複合施設整備基本方針』を策定し、茅ヶ崎市茅ヶ崎3-994-3(右記参照)への移転準備を進め、2019年4月にオープンします。2019年1月まで、一般社団法人茅ヶ崎医師会が施工主となって建設工事が実施されます。工事期間中はご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、現在の地域医療センターは、2019年3月まで引き続きご利用いただけます。

